

鳥取県告示第161号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年3月16日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人鳥取青少年ピアサポート	鳥取市薬師町46-3	まちの広場ののなファクトリー	鳥取市西品治863-1	就労移行支援	平成24年3月15日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	ニチイケアセンター河原	鳥取市河原町袋河原26	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	〃